

栃木県安全で安心なまちづくり県民会議規約

(名 称)

第1条 この会は、栃木県安全で安心なまちづくり県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 県民会議は、安全で安心なまちづくりを県民運動として展開するため、県民、事業者、団体、市町村、県等が相互の連携の下に協働して普及・啓発等の各種活動を推進することにより、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(活 動)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 自主防犯意識の高揚に関すること。
- (2) 犯罪の防止のための自主的な活動の推進に関すること。
- (3) 犯罪の防止に配慮した環境の整備の促進に関すること。
- (4) 構成団体相互の情報交換及び連携の強化に関すること。
- (5) その他安全で安心なまちづくりを推進するために必要なこと。

(構 成)

第4条 県民会議は、別表に掲げる団体等により構成する。

(役 員)

第5条 県民会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、栃木県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、別表に掲げる団体等から、会長が指名する団体等とする。

(運 営)

第6条 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 県民会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代行する。
- 5 会長は必要あるとき、県民会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 県民会議の事務局を栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課に置く。

(補 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元(2019)年12月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6(2024)年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

番号	団体等名称
1	一般社団法人 栃木県幼稚園連合会
2	栃木県幼稚園PTA連合会
3	栃木県私立中学高等学校連合会
4	一般社団法人 栃木県専修学校各種学校連合会
5	栃木県自治会連合会
6	東日本旅客鉄道（株）大宮支社宇都宮統括センター
7	一般社団法人 栃木県タクシー協会
8	栃木県コミュニティ協会
9	栃木県青少年団体連絡協議会
10	栃木県女性団体連絡協議会
11	一般社団法人 栃木県医師会
12	一般社団法人 栃木県歯科医師会
13	（社福）栃木県社会福祉協議会
14	栃木県民生委員児童委員協議会
15	公益社団法人 栃木県看護協会
16	一般財団法人 栃木県老人クラブ連合会
17	栃木県保育協議会
18	栃木県生活衛生同業組合協議会
19	一般社団法人 栃木県薬剤師会
20	一般社団法人 栃木県商工会議所連合会
21	栃木県商工会連合会
22	栃木県中小企業団体中央会
23	栃木県商店街振興組合連合会
24	一般社団法人 栃木県経営者協会
25	公益社団法人 栃木県観光物産協会
26	日本労働組合総連合会栃木県連合会
27	栃木県農業協同組合中央会
28	栃木県林業団体連絡協議会
29	栃木県建設産業団体連合会
30	公益社団法人 栃木県宅地建物取引業協会
31	一般社団法人 栃木県建築士会
32	一般社団法人 栃木県建築士事務所協会
33	栃木県市町村教育委員会連合会教育長部会合同役員会
34	栃木県小学校長会
35	栃木県中学校長会
36	栃木県高等学校長会
37	栃木県PTA連合会
38	栃木県高等学校PTA連合会
39	一般社団法人 栃木県子ども会連合会
40	公益社団法人 栃木県防犯協会
41	一般社団法人 栃木県警備業協会
42	栃木県乗物等盗難防止協議会
43	公益社団法人 被害者支援センターとちぎ
44	（株）下野新聞社
45	（株）とちぎテレビ
46	（株）栃木放送
47	（株）エフエム栃木
48	宇都宮保護観察所
49	栃木県保護司会連合会
50	栃木県市長会
51	栃木県町村会
52	栃木県議会
53	栃木県
54	栃木県教育委員会
55	栃木県警察本部